

令和6年度 第2回草津市国民健康保険運営協議会 会議録

日時 令和7年1月30日(木) 午後1時30分～午後2時45分

場所 草津市立図書館 大会議室

出席委員

公益代表：長谷川 千春委員 大脇 正美委員

木村 幸代委員

被保険者代表：松田 博委員 廣岡 清満委員

新庄 さとみ委員

保険医・薬剤師代表：吉崎 健委員 宮本 彩子委員

大迫 翔平委員

被用者保険代表：廣部 市太郎委員 岡田 昌子委員

事務局

黒川健康福祉部長 有村健康福祉部副部長

井上総務部副部長 横江保険年金課長

堀江税務課長 井上健康増進課長

力石保険年金課係長 谷主任保健師

宮崎保険年金課主任

【健康福祉部長挨拶】

健康福祉部の黒川でございます。

委員の皆様には、日頃から市政の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この度は、大変御多用の中、令和6年度第2回目の草津市国民健康保険運営協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、前回の本協議会でも情報提供させていただきましたが、令和6年12月2日から、健康保険証の新規発行が廃止となり、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行いたしました。制度移行後、2か月程が経過いたしました。現在のところ、市役所の窓口では、トラブルなくお手続きをさせていただいておりますので、引き続き、広報やホームページでの周知のほか、窓口において、丁寧な説明をしてみたいと考えております。

本日は、「令和7年度国民健康保険事業納付金の算定等について」、「令和7年度草津市国民健康保険事業の運営について」の2つの議題をあげさせていただいておりますが、今回、県から示された令和7年度の納付金では、基金を取り崩した上でも収支不足となる見込みであることから、現行税率からの引き上げが必要な状況となっております。令和7年度の税率の改正案につきまして、後程、事務局より御説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、今後も本市の国民健康保険事業が健全に運営できますよう、忌憚のない御意見・御提言を賜りますようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。

< 審議事項 >

令和7年度国民健康保険事業納付金の算定等について

【事務局】・・・資料1に基づき説明

【会長】

令和7年度の草津市の本算定による納付金は、約31億5千2百万円とのことです。

また、県から示された標準保険料率は、現行税率よりも高くなるという結果が示されているとのことであり、この納付金と標準保険料率の結果を踏まえて、次の議題である「令和7年度草津市国民健康保険事業の運営について」の中で、令和7年度の国保税率についての事務局案を示されるということです。

それでは、ただ今の説明について、御意見や御質問があればお願いいたします。

【委員】

資料1の2ページ目に記載されている、納付金の算定に滋賀県は医療費水準を反映していないとの表記ですが、他の都道府県の状況はどうですか。

【事務局】

国保新聞で公表されている情報では、令和5年度以前から納付金の算定に医療費水準を反映していない都道府県が滋賀県を含めて6自治体あり、令和6年度時点では、12自治体が納付金の算定に医療費水準を反映しておりません。

< 審議事項 >

令和7年度草津市国民健康保険事業の運営について

【事務局】・・・資料2～5に基づき説明

【会長】

令和7年度の税率改正案については、県が示した標準保険料率を採用すると応益割の上昇率が高くなり、低所得者層への影響が大きくなることから、税率改正の影響について所得階層ごとの平準化を図るため、標準保険料率を基本とした上で、応能割の賦課割合が高くなりすぎないように、医療分・後期分・介護分の賦課割合ごとに調整を行い、税率設定を行うとのことでした。

また、令和7年度の予算編成については、歳入は、税率改正に伴い、国民健康保険税の歳入は増加を見込んでいるとのことでした。歳出は、1人あたり医療費が増加傾向にあるものの、被保険者数の減少の影響で保険給付費の総額は減少を見込んでいるとのことでした。

また、令和7年度の予算編成から、退職の区分はなくされたとのことでした。

ただ今の説明について、御意見や御質問があればお願いします。

【委員】

資料3の2ページ目の増減率の箇所ですが、保険税率が上がると、所得の少ない方は生活費に占める保険料の割合が高くなり、負担が大きくなると思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

令和9年度に県内保険料の統一がございまして、令和9年度を見据えた上で、令和8年度から令和9年度においても各所得階層が急激な上昇とならないよう、平準化を図ったのが、今回の改正案となっております。ただ、御意見いただきましたように、低所得の方の御負担も増えますので、国民健康保険に加入いただいている4割以上の方が収入100万円以下、6割以上の方が収入200万円以下である状況を踏まえ、丁寧な御説明をしていきたいと考えております。

【委員】

保険税というのは法定軽減がありますが、その制度も考慮の上、数字を算出していますか。

【事務局】

資料3の1、2ページの表内に法定軽減の列があり、7割、5割等と記載がありますが、この法定軽減を反映した上で、増減率等の数字を算出しております。

【委員】

国で議論されている103万円の壁について、この改正案が決定されたら保険税に影響はありますか。

【事務局】

仮に基礎控除などの額が変わるなど、所得の算出方法に変更があれば、所得割の率を変更する必要はあるかと思いますが、御負担いただく保険税額については大きな影響はないと考えております。

【委員】

私もは成年後見をしている団体で、収入が低い方が多く、税への関心も低いためか、申告ができていない方がいます。このような方々に、税率が上がるということで、より丁寧に広報いただきたいです。

【事務局】

税の申告状況については、市としましても定期的に未申告の方を抽出させていただき、個別通知を送付しております。この取組を引き続き継続するとともに、当初納税通知書に同封する概要説明チラシにて、税率が上がることをお知らせしてまいりたいと考えております。

【会長】

非常に丁寧な資料で御説明いただいたように、ここ10年程は基金を活用し、税率を引き上げず、被保険者の方の負担軽減を図ってきたようですが、県内の保険料統一化に向け、草津市としても対応せざるを得ないというところで、今回シミュレーションをされて所得階層ごとの平準化を図られた提案であったと理解をしております。

異議も無いようですので、事務局におかれましては、今後の国の動向を注視するとともに、医療費や納付金等の状況を踏まえながら、安定した財政運営が行えるよう努めていただきたいと思っております。

また、税率の見直しにあたっては、市民の皆様に御理解いただけるよう、ホームページや広報等でしっかりと周知いただくようお願いします。